

平成29年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成29年3月6日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	面卷昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	生活環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	浦野歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 12番 木澤議員

1. 町職員の労働実態について

- (1) 昨年度・今年の実態について。
- (2) 労働基準法第36条（36協定）について。
- (3) 改善のための取り組みについて。

2. プロポーザル方式について

- (1) プロポーザルと入札との違い、メリット・デメリットについて。
- (2) プロポーザルによる契約の実績（応札業者が何社あったのか）と今後の予定について。
- (3) 斑鳩町では、どのような基準を設け、どのような体制で審査を行っているのか。
- (4) 実施基準を作り運用するべきではないか。

3. 就学援助金について

- (1) 入学準備金の単価の引き上げについて。
- (2) 入学準備金を入学前に支給できるよう、支給時期や支給方法を見直し・検討することについて。

〔2〕 2番 小林議員

1. 子どもの貧困について

- (1) 「子どもの貧困元年」からの取り組みと成果について。
- (2) 子どもの貧困の定義について。
- (3) 子どもの貧困調査の実施について。

2. 液体ミルクについて

- (1) 液体ミルクのメリットとデメリットについて。
- (2) 子育て支援講座等での啓発について。
- (3) 災害時における活用・備蓄について。

〔3〕 3番 中川議員

1. 子育て支援について

- (1) 将来の斑鳩町を担う子供をどのようにしたら増やせるのか考えておられている政策があるのか。

2. 防犯カメラの設置について

- (1) 28年3月議会で通学路に防犯カメラを設置していただきたいという質問をさせていただきましたが、29年度での計画は。

[4] 6番 平川議員

1. 学童保育について

- (1) 新年度に向けた学童保育の申し込み状況と利用決定通知の時期、指導員、補助員の確保の状況。
- (2) 対象の学年についての考え方。
- (3) 現在の学童保育の定員、利用登録人数及び、新年度の利用見込み。
- (4) 今後の充実に向けた考え方。
- (5) 時間延長を7時半と決めた理由。利用実態をどのように把握しているか、6時半以降の利用の見込みはどうか。

2. 病児保育について

- (1) 県への要望の内容。
- (2) 回答について。
- (3) 実施主体についての考え方。
- (4) 委託についての考え方。

3. 民泊について

- (1) セミナーの開催について。
- (2) 町として取り組む民泊の方向性。農家に限定するのか、それ以外の可能性を探るのかなど。
- (3) そのほか、宿泊施設の確保について、どのように考えているのか。

[5] 5番 伴議員

1. 行政業務の民間委託について

- (1) 行政経営の効率化や民間活力の観点からさまざまな行政の事業が委託されている。学校等の給食調理洗浄業務委託や庁舎等施設での清掃業務をはじめとする施設管理業務委託、いかるがホールなどの指定管理者への施設管理運営委託、各種行政計画におけるコンサルタントへの委託など、多種多様になっているが、現在の状況と今後の方針について伺う。
- (2) 給食調理・洗浄業務委託や清掃業務などの施設管理業務委託、指定

管理者委託について、委託内容の指示や履行の確認、経費負担、損害賠償等は、どのようになっているのか。

- (3) いろいろな行政計画を策定する際に委託発注されており、その計画については入札による契約やプロポーザルによる契約などで行われているが、契約方法の方針、業者の選定方法について伺う。

〔6〕 1 1 番 濱議員

1. コミュニティバスの運行について

- (1) 本運行に住民の意見をいかす取り組みについて。
- (2) 利用現況について。
- (3) 問題点としての認識について。
- (4) 近隣町との協力について。

2. 幼児の視力検診について

- (1) 早期発見・早期治療について。

3. こども医療費無料を高校卒業までに

- (1) 県補助の拡大による町費負担軽減分で実施実現を。

〔7〕 1 3 番 奥村議員

1. 新生児聴覚検査の実施について

- (1) 新生児聴覚検査の必要性についての町の認識について。
- (2) 新生児聴覚検査の町としての今後の方向性について。

2. 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進について

- (1) 町内におけるWi-Fi設置状況について。
- (2) Wi-Fi環境の整備促進への町の認識と今後の整備計画について。
- (3) 防災の観点から消防団詰所に備蓄の充実をすることについて。

3. 子供の医療費の窓口無料化について

- (1) 平成30年度より、「未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととしたい。」との国の見直し方針が示されたが、町としての認識と見直しへの考えを伺う。
- (2) 子供医療費の窓口無料化を中学卒業まで拡充することについて伺う。

〔8〕 4 番 小村議員

1. ICT教育の斑鳩町の現状と今後の方向性について

- (1) 教育委員会としてICTを活用した教育の重要性をどのようにとら

えているかをお尋ねする。

(2) 文部科学省が「教育の情報化の実態等に関する調査結果」を発表しているが斑鳩町の状況をお尋ねする。

(3) 斑鳩町ではICT活用の研修は実施されているのか。教員のICT活用指導力チェックテストを含めてお尋ねする。

2. 英語教育実施に向けての準備状況を問う

(1) 2018年から英語教育が義務化される。「外国語活動」が前倒しされ3、4年生で英語が必修化されます。5・6年生においては英語が教科化しこれについて町はどう取り組むつもりか。斑鳩町の準備状況を問う。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目には、町職員の労働実態についてですが、昨年末に、大手広告企業の電通に勤務していた当時24歳の女性新入社員が、1か月で105時間という長時間過重労働を苦に自殺に追い込まれたことが大きな社会問題となりました。この女性はツイッターで、「死にたいと思いながらこんなにストレスフルな毎日を乗り越えた先に何が残るんだろう」、「1日20時間とか会社にいるともはや何のために生きてるのかわからなくなって笑けてくる」と発信しており、長時間の過重労働が人間の生きる意味や気力さえも奪っていく記録がリアルに残されていました。この件は、労働基準監督署が過労死だと認定しています。ちなみに、過労死、過労自殺は、労災認定されているだけでも189件、これは2015年ですが、に上り、2日に1回、過労死事案が起きていることになります。日本で過労死が叫ばれるようになって40年も経過しますが、こうした悲劇は繰り返され、悪化し続けているのが現状です。

これは民間で起きた事件ですが、公務の現場でも、これと同様か、さらにそれ以上の過酷な実態があることが明らかになっています。これまでも、一般質問等で問題として取り上げてきましたが、斑鳩町の職員の残業時間が、過労死ラインである月80時間以上となっており、担当部署や実施月によって違いはありますが、過去の実績で見ると、最も残業時間の多い方で、平成23年には12月に152時間、平成25年では、これも予算編成時期である12月ですが、164時間というとんでもない長時間労働が行われていることが明らかになってきました。

こうした残業がふえている要因としては、近年、地方分権の名のもとに市町村への権限委譲が進んだり、また、介護保険制度を初めさまざまな制度がころころと変わり、その対応に追われ、町職員の業務量自体がふえてきている、これは斑鳩町としてはどうし

ような外的要因によるものですが、そうした点や、一方で、斑鳩町では職員適正化計画以上に職員数が大幅に削減されており、職員数をふやすよう指摘してきましたが、毎年、毎年、予想以上の退職者が出て、職員の採用数とどっこいどっこいとなり、結局、職員数はほとんどふえていないという状況が続き、そもそも職員1人に対する業務量が過大になっているということが考えられます。

こうした状況は、全国の自治体でも同様に確認されており、本来、法を順守し、違法な働かせ方をなくすという点から見て一般企業のお手本となるべき公務職場の実態がブラックになってきていることは、見過ごすことはできない問題です。全国的に、メンタルや体を壊してしまったりして働けなくなってしまう人や、自殺に追い込まれるといった状況があることが、これまでも確認をされています。

私が斑鳩町の労働状況の中で心配するのは、これまでの残業の実態に加え、特に最近はやたらとイベントがふえ、職員が休日出勤をする回数がふえてきており、代休等もまともにとれていないといった話をお聞きいたします。これまで以上に過酷な労働環境になっているのではないかという点、また、平日の残業だけでは追いつかないために土日も出てきて仕事をしているといった話もよく耳にするようになりました。こうした点についても、町は実態を把握されているのか、そして、それに対してどのように考えているのか、きちんと確認をしておきたいと思っています。

では、まず1点目の、昨年度、今年度の残業の実態について、お尋ねします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） お尋ねの職員の残業時間についてでございます。

平成28年度の残業時間、いわゆる超過勤務時間でございますが、職員1人当たり、平均をいたしますと1か月当たり15時間、4月から1月の10か月間の合計で150時間でございます。

また、平成28年度、先ほどもご心配をいただいたと思いますけれども、最も長く超過勤務をした職員につきましては、財政担当者でございますして、予算編成あるいは議会にも提出をさせていただいております予算関係資料、これらの作成のため、1月分の超過勤務は133時間となっているところでございます。

また、超過勤務が月80時間を超える職員は9人ございまして、80時間を超えた回数は27回となっているところでございます。

また、平成27年度の超過勤務時間につきましては、職員1人当たりの平均で1か月当たり17時間、年間では201時間ございました。28年度と27年度と比較いた

しますと、1か月当たり2時間の減少となっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 月80時間を超える方が、回数として27回ということですが、最も多い方の平均時間、わかりますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 最も多い者の平均時間は、1か月87.8時間でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 最も多い方で過労死ラインを超える80時間を超える87.8時間ということですので、偏ってはいるのかと思いますが、負担のかかる方は過労死ラインを超えて毎月残業があるという実態が、今、明らかになりました。

それとですね、代休と有休の消化についてはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 平成27年ではございますけれども、年次有給休暇の取得状況は、職員1人当たり平均いたしますと6.8日でございます。

また、週休日の振りかえあるいは休日の代休日の状況でございますが、平成27年度におきまして、職員1人当たりの平均は2.1日でございますが、消化率は49.4%でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 代休のほうが平均2.1日で消化率が49.4%ということは、半分以上消化できていないということになりますけれども、これはなぜこんなことになるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 代休につきましてはあらかじめ指定した日とその休日との勤務時間の入れかえということでの対応ですけれども、結果的に勤務日の入れかえをした日に勤務が生じてとれなかったということでございます。

ただ、私どもも、これ、調査した結果のこの数字につきましては、本来であれば、やはり代休は100%消化すべきものでございます。各所属長の管理職が率先してこの代休の消化については取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それとですね、以前にもお尋ねしたし、要望もしましたが、管理職の方ですね、管理職の方については管理職手当がついて残業は発生しないというこ

とになっていますけども、その実態が把握されていないということでしたが、これについて、その後、改善はされているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 管理職の超過勤務は、手当そのものがつきませんし、手当については出ておりませんので、その実態、数字等については把握はいたしておりません。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これまでですね、係長がやっていた仕事を、今、だんだんと人員が減ってきてですね、課長補佐に昇進をされて残業がつかないということで、残業手当、その数字としてはあらわれてきませんけども、実際に長時間労働をされている実態というのは本当に変わっているのかなというところは疑問に思うんです。

先ほど答弁の中でですね、平均残業時間は27年度に比べたら減ってきているということで報告をされていましたが、この管理職の方が結局、今まで係長であった方が課長補佐に上がられてその業務をやっているということになると、実際の長時間労働については本当に減っているのかどうかですね、というのは把握できないというふうに思うんです。

それと、管理職の方につきましても、管理職に上がったからといって長時間過密労働して体を壊さないわけじゃないので、そこはきちっとやっぱり体調管理等について町として把握していく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

これについて、管理職の方についても長時間労働の実態について把握するというものについては、町はどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） おっしゃいますように、確かに管理職も、当然、ワーク・ライフ・バランスが必要でございまして、健康を維持しながら職務に専念するというのは当然のことです。ご指摘の点は何らかの方法で考えてまいりたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。そうしましたら、何らかの方法ということですので、これについては、また私のほうも質問をしようと思いますけども、一定、考えがまとまった時点でですね、担当常任委員会にご報告をいただければというふうに思いますので、要望しておきます。

それとですね、残業が、時間がこうして多いというのと、あと、最近、土日も出てきて仕事をしないと追いつかないような実態になっているというふうにお聞きしています

が、町のほうでは実態を把握されているでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 土曜日、日曜日の出勤につきましては、超過勤務手当で取り扱っておりますので、当然、超過勤務命令を管理職が出して行っているということでございますので、実態を把握している状況でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしますと、町のほうから出勤命令を受けていない職員は出てきていないということよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 職務として出てきている職員はいないということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、職務としてということですが、自分で、自発的にというんですか、あつてはならないことなんですけども、以前お聞きするとですね、職員の方が平時の時間内に業務をこなせないのはその人の個人の能力の責任だというような意見をお持ちの方がいらっしゃったんですけども、私はそれはちょっとおかしいと思うんですが、そうしていわゆる自発的にですね、出てきている方もいないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 職務は、個人の能力も必要ですけれども、あくまでもそのセクション、部署、部署が協力しながらやって進めていくものでございます。ですから、例えば特定の間がですね、土曜日にサービス残業的なことをするなんていうことは、当然、あつてはなりませんし、すべきことではございません。

ただ、私でもそうですけれども、日常の、いわゆる、例えば机の上の整理でありますとか、そういうようなことで、業務ではなくて日常の整理とかいうようなことで、まれに休日に役場に顔を出すことはありますけれども、これはあくまでも業務ではなく自分の身辺整理というところの範囲で出てくるということではございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 前段のところの考え方についてはそれで結構だなというふう思うんですけども、身辺整理という範囲がどの程度のことを言っているのかわからないんですけども、基本的には、やっぱり休日については仕事をしに来るということはある

はならないと思いますし、まして、確認もしておきますけども、町としてはサービス残業というのは発生していないということで確認しておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 休日に勤務する場合におきましても、あくまでも所属長の勤務命令に基づいて行うものでございます。出退勤管理も行っておるため、サービス残業はございません。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次にですね、労働基準法との関係でどうなっているのかというのを確認したいと思うんですが、労働基準法は、第32条で、使用者は、労働者に1日8時間を超えて労働させてはならない。1週間に40時間を超えて労働させてはならないというふうに定められています。当然、これを超えて労働させると、労働基準法違反になります。

またですね、36条では、使用者は、当該事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届けた場合においては、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができるというふうに定められており、長時間労働をさせる場合についてはこうした協定を結ばないと法律上はさせることができないというふうに定められていますが、これについて、町のほうはどのように理解をして実施をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 通常の公務員の場合には、今おっしゃっていただきました労働基準法の第36条の規定、いわゆる36協定と言われるものについては適用の範囲外でございます。ただ、いわゆる民間にとってかわることができるような職種につきまして、例えば上水道課などもそうですけれども、これらにつきましても36協定の範囲内という認識を持っております。

町といたしましては、昨年からは職員の労働組合と協議を進めまして、まずはたつた保育園とあわ保育園の2事業所、事業所単位でございますけれども、その2つにおきまして、ことしの2月1日付で36協定を締結いたしましたところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

- 1 2 番（木澤正男君） その 2 月 1 日に結ばれたということで、それまでは結ばずに長時間労働は発生していたということでしょうか。
- 議長（中西和夫君） 植村総務部長。
- 総務部長（植村俊彦君） 長時間労働といえますか、そうではなくて、当然、超過勤務命令を出した労働というのは、各事業所、発生はしております。
- 議長（中西和夫君） 1 2 番、木澤議員。
- 1 2 番（木澤正男君） 超過勤務手当、残業ですわね、は発生していたと。それ、結ぶ前は法律違反に当たりますけども、それはそういう認識はお持ちだったのでしょうか。
- 議長（中西和夫君） 植村総務部長。
- 総務部長（植村俊彦君） はい。本町におきましても、かねて、以前から、1999 年ごろでございますけれども、清掃職員あるいは学校給食の職員等々について、この 3 6 協定を結ぶという認識ございまして、それについて労働組合のほうにも呼びかけをさせていただいた経緯がございます。その際には、いろいろな条件の中で話し合いが折り合わなかったという経緯がございます。
- 議長（中西和夫君） 1 2 番、木澤議員。
- 1 2 番（木澤正男君） 折り合わなかって協定が結べなかったら超過勤務はできないというのが法律上で定められていますけども、それでも発生はしていたということですね、これまでですね。
- 議長（中西和夫君） 植村総務部長。
- 総務部長（植村俊彦君） はい。協定を結ばないままの超過勤務命令による、いわゆる残業は発生していたということでございます。
- 議長（中西和夫君） 1 2 番、木澤議員。
- 1 2 番（木澤正男君） それは法律違反に当たりますけども、町はそういう認識はされていたんでしょうか。
- 議長（中西和夫君） 池田副町長。
- 副町長（池田善紀君） これにつきましては、認識しておりました。県のほうでも、今、その指導をされて、県内、県庁自身もこれではいけないということで、今、全体的に改善をされております。そういう認識をしておりました。
- それ以前にも、例えば昭和 5 0 年代の初め、職員労働組合、昭和 5 0 年のちょっと前ぐらいにできたんですけども、その当時からそういう議論があったわけですけども、締結する市町村は非常に少なかったということで、締結できていなかった状態でございます。

した。

しかし、最近、やはりこういう意識が高まってきた中で、やはり締結しようということで、今回、保育園をさせていただいて、もう次の答弁になりますけども、対象事業者は全てについて今年度末、3月31日までに締結する予定で労働組合と話を、協議はもうできておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、副町長のほうから、私がこの後お尋ねしようと思っていたことも答えてくれましたけども、それをきちっと確認しておきたいんですけども、どこで何事業所になるのかというのと、あともう1つ、この2月1日に結んだものも、まだこれから結ぶものはあれでしょうけど、結んだものですね、その内容について、上限時間がどうなっているのか、確認をしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） いわゆる36協定の対象となる事業所でございますけれども、上水道課、それから小学校、中学校、幼稚園、それから図書館、公民館、体育館、保健センター、衛生処理場であると考えておりまして、先ほど副町長の答弁ございましたように、3月末締結に向けて労働組合のほうと話し合いをして、おおむね合意を得ているというところでございます。

それから、今回、保育所と結ばせていただいた内容でございますが、いわゆる延長することができる時間を改めて規定させていただきまして、1日当たり5時間、それから1か月当たり45時間、それから1年で360時間というふうに規定をさせていただいたところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 36条で規定されている厚生労働省が示す基準ですね、の限度の範囲内で、いっぱいではありますけども、その中で設定をされているということです。それはそれできちっとやっぱり協定を結んでですね、今後そういうふうに法律を守って進めていくべきだというふうに思いますので、それについては町のほうで改善をしようとしているということについては評価しておきたいと思います。

今、36協定を結ぶ対象事業の職員さんについてはそういう協定で上限時間が設けられていくんですけども、その対象外となっている庁舎での勤務の方ですね、これらについても、先ほどの実態からすると改善が必要だというふうに思いますが、それについては町はどのように考えているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 36協定を結ばないからといって無謀な残業をすることかいうことは、先ほども言いましたように、やはり体調管理の面、それから体調を壊すことによつて職務に専念ができないなどとなつてはいけないことですから、十分注意をしていく必要がございます。

これまでも、職員の労働状況につきましては、定期的に時間外勤務の縮減を徹底するよう各部課長に通知を行つてきたところでございまして、特に、先ほど質問者もおっしゃいましたように、電通の問題が注目されている中で、直近では平成28年12月、去年の12月に、職員の健康及び福祉に与える影響や、また、ワーク・ライフ・バランスなどの観点から、勤務時間内におけるより合理的な事務執行、職員の資質向上に努め、時間外勤務のさらなる縮減の徹底について通知を行つたところでございます。

具体的には、毎週水曜日、金曜日を定時の退庁日と決め、緊急やむを得ない場合を除き全職員が速やかに退庁するとともに午後6時までに消灯すること、また、水曜日や金曜日以外の日におきましても、やむを得ない場合を除きまして時間外勤務命令を午後8時までにするとしたこと、それをめどに消灯するよう取り組んでいるところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、聞きますと、午後8時までで基本的には消灯するということですが、先ほどの残業の実態をお聞きしますと、だから消灯後も働いていないとその残業時間にはならないというふうに思うんですけれども、それは改めて電気をつけて、じゃあ、仕事をされているっていうことになるんですかね。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 先ほど申しましたように、例えば財政課でありますと、予算編成あるいは予算資料の作成のために、どうしても時間が足りません。やむを得ない場合を除いた課につきましては消灯して退庁させているというところでございますけれども、そういうやむを得ない場合については、一旦消灯してとかいうことではなく、上席の命令のもとです、いわゆる超過勤務手当を行つているということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、消灯したりとか通知をするというような取り組みで改善を図ろうと、町としては進めてこられているわけですね。しかしですね、その残業の実態というのは、先ほど、平均時間で言うと短くなっていますよという報告はされましたけ

ども、私、それだけでは改善していかないというふうに思うんです。

質問の冒頭にも申しあげましたが、職員適正化計画の目標人数に比べて職員数は大幅に削減していますね。それについても、ふやすようにということ言うてきましたけども、ふえていないと。ただ、職員数がふえないと、1人当たりの業務量というのも、負担も軽減されないでしょうし、そうしたことも含めてですね、改善のための計画をきちっとつくってですね、年次ごとに目標を立てて何時間削減していくというふうに進めていかないと、この残業の実態というのは改善されないというふうに思うんですが、町としては、そういう計画をつくっていくということについて、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まず、今、ご質問の中で、職員数が減っておるといご質問をされておりました。ただ、一般職、職員総数は減っておりますけども、これにつきましては、給食調理員さんもしくは焼却場の職員さん、今、外部委託がやっておりますので、例えば生ごみとか、もう全町やっております。そういう現場の職員さん、調理員さんの職員さんで、平成23年の4月1日と、今度、29年4月1日、予定すわね、これで10人減っているわけです、ここだけで。ただし、全体では6人の減となっております、一般職も入れますと。ということは、一般職では4人の増となっております。23年4月1日では167人の一般職がおりました。これが、今現在、1次募集、一般職、やりまして、追加募集まだやっておりますけども、追加募集をカウントしないでやったときには171人となる予定で、4人増となっております。ですから、追加募集でもし数名採用したら、その数名はふえてまいりますので、また5人ないし6名の増となっておりますので、一般職についてはやはりふえてきておるといことご理解をいただきたいと思ひます。

この間、やはり、いろいろな国の制度改正で町の業務もふえております。そうした中で、どうしても残業する部署もござひます。もう1回、悪いんです、例えば80時間労働をやってる職員いうのは、もう5、6人になってきて、やっぱり特段の部署に偏ってまいります。その特段の部署といひますのは、その時期につきましても、やはり先ほど部長が、例えば87.8時間と言ひましたけども、この職員、4月から10か月を見ますと、その間、5か月間は確かに80時間超えておりますけども、それ以外の月につきましては、やはり22時間とか、37時間というぐあいに、自分の仕事に応じたように仕事はしていただひております。

そうしたことを踏まえまして、職員管理計画、町といたしましては、やはり職員定数計画というのはやはり作成する必要があります。これにつきましては、やはり町の財政状況もありますので、それについてはやっていきたいと考えております。

そうしたやはり個々、個々の状況にありますので。そのときに、例えば財政課、今の職員を倍にしたときに残業が半分になるかということではないんです。財政課といいますのは、数年前でしたら財政担当は2名でやっておりました。課長を除いて。ただ、今は3名、やはりいろいろな財務諸表とか、貸借対照表とか、いろいろな業務がふえておりますので、今、3名になっております。これ、3名でやはりいけなかったということで、やはり徐々に、徐々にふやす努力はしておることは理解はしていただきたいと思うんです。

そうした中で、例えば、非常に申しわけないですけど、今、一般質問をされております。質問者の質問に、やはり中身の濃い質問となっております。例えば一番最初に答弁させていただきましたデータ、答弁ではA4 1枚ですけども、この答弁をつくろうと思ったら、大体8時間の仕事は要るんです。といいますのは、職員1人1人の毎月のデータを作成するわけです。ですから、通常の業務にこの8時間を足しておりまして、やはりこれで延べ8時間の超過勤務かかっておるということも理解をしていただきたいと思うんです。

町といたしましては、まずは職員管理計画は、これは作成させていただきます。それと、各職場、個々、個々の職場に応じて、やはり適正な人材ということは、やはり忙しいところには人数をふやしていく、こういう努力も今後も続けていきたいと考えております。

それと、やはり今、言われておりますのは、膨大な関係資料というのがございます。これ、もう、国でも、各県でも、一緒です。いろいろな資料がございます、提出資料。この提出する資料についてもやはり精査して行って、真に必要なものだけ提出して行って、それについて、紙も減らし、仕事時間も減らしていきたいと考えておりますので、今後また、これからも決算とか予算ございますけども、それについては、参考資料についてもまた整理をさせていただいて、議会とご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 何か別の意図がありそうないろいろな答弁をいただきましたけども。

確かに副町長おっしゃるように、国のほうからもですね、新たにまたパソコン関係でいろいろ規制がかかって、手づくりで書類を作成していくというようなこともふえてきますので、これまで以上に職員の負担がふえるということももう既に明らかになってきています。確かにおっしゃるように、今やっている仕事を、新しい職員さんを入れてすぐにその仕事ができるのかというと、そうではないと。ただ、やっぱり総合的に見てですね、将来的にきちっとやっぱりそれが分担してできるような体制をつくっていくというのは非常に大事ですから、今、副町長、その管理計画をつくっていくっていうのは、職員適正化計画の、例えば今、2次ですかね、第3次のことになるのか、きちっとやっぱり総合的な長時間労働の削減計画という形で作成をしていくのか、これはどう考えてはるんですか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 正式には、定員管理計画になってこようかと思います。ただ、そのところに、考え方につきましては、やはり長時間労働を減らすという基本的な考え方があって考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。そのこともしっかり盛り込んでですね、計画をつくっていただいて、今、副町長おっしゃっていただきました一般職とそうでない方、現業職の方なりのその部署ごとの適正人数というのもきちっとわかるような形でまた提出していただきたいなというふうに思いますので、それを強く要望しておきます。

そうしましたら、この質問は終わりますして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、プロポーザル方式についてということであげさせていただいております。これはですね、随意契約の1つになりますが、提案内容を重視して業者選択を行うことができる。ただ、その一方で、競争入札と比べると費用削減の効果が低くなる契約方式ではないかというふうに私は感じています。

プロポーザル方式については次のように説明されていまして、「当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的技術が要求されるものについて、技術提案書、プロポーザルの提出を求め技術的に最適なものを特定する手法であり、現在、国の調達においては公共工事や建築物の設計調査業務などでプロポーザル方式による事業者選定が実施されている」という説明がされていますけども、私の記憶では、平成19年度に総合保健福祉会館生き生きプラザの建設をするということで、このプロポーザル方式が斑鳩町で初めて導入・実施されたというふうに記憶をしています。その後ですね、特にここ数年

でプロポーザル方式での契約がふえてきているというふうに感じています。

このプロポーザル方式そのものを否定するというつもりはございませんけれども、以前に受けた説明ではですね、業者を選定するのに幾つかの項目を設け、例えば生き生きプラザのときなどは、デザインに何点の配分をするかなど、業者を選定するには総合的な点数によって決めておられるというふうに思いますが、その時々によってですね、どの項目に何点を配分するのかが、毎回、毎回、違うと。さらにですね、その審査の体制についても時々によって違うということで、業者選定の客観性に欠けるのではないかと印象を持っています。

そうしたことからですね、近年ふえてきたプロポーザル方式による契約について、住民の皆さんから見てきちんと透明性、公平性が確保されるものなのか、また、以前にも一定の説明を受けましたが、改めてですね、プロポーザルと入札の違いやメリット、デメリットなどについても確認をさせていただきたいと思います。

それでは、1点目の質問について、お答えください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、契約方式でございますけれども、一般的には、競争入札による契約と随意契約の2つに分類されます。

競争入札につきましては、一般競争入札と指名競争入札に、大きく2つに分類されまして、ともに価格競争が前提となっております。一般競争入札につきましては、不特定多数の事業者から最も有利な条件を提示した事業者を契約の相手とする契約方式で、入札の原則的な契約方式でございます。指名競争入札につきましては、事業者の選定の段階で品質の確保や実績などを考慮いたしまして、特定の事業者を複数決め、その中で最も有利な条件を提示した事業者を契約の相手とする契約方式でございます。

一方、プロポーザル方式につきましては、先ほど質問者もおっしゃっていましたが、随意契約に分類されまして、仕様書に基づいた企画提案書などの提出を求めまして、最もすぐれた成果が期待できる、企画力、提案能力のある事業者を契約の相手とする方式でございます。

それぞれにメリット、デメリットはございます。一般競争入札では、メリットは、多くの事業者に参加資格がありますので、より競争性を確保することができるものでございますが、デメリットは、参加資格の事前審査を行いますものの、契約締結後、低価格による質の低下をまねく恐れがありまして、品質の確保が難しい点が挙げられると思っております。また、入札執行に係る手続きも煩雑であることが挙げられます。また、指

名競争入札につきましては、メリットといたしましては、一般競争入札と比べ、事業者選定の段階で、適切な業務遂行が見込める事業者を選定できること、また、入札執行に係る手続の簡素化が可能となります。一方でデメリットといたしましては、競争参加者が特定の事業者になってしまうということが挙げられるものでございます。

プロポーザル方式でございますけれども、メリットといたしましては、参加者の新しい発想や提案によりまして発注業務の成果にさまざまな選択肢がふえることや、目的に対して最大限の成果を達成することが期待できることが挙げられると思っております。デメリットといたしましては、提案書作成などの初期の費用がかかり、参加事業者数の予想がなかなかできないということが挙げられるものと思っております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは次にですね、プロポーザルによる契約の実績、これは応札業者が何社あったのかということも含めてですね、それと今後の予定についてどのように見込んでいるのか、お尋ねをします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） プロポーザル方式による契約につきまして、過去5年間の実績を申させていただきますと、平成24年度に1件、平成25年度に2件、平成27年度に3件、平成28年度に3件、合計9件でございます。

この9件の業務性質ごとの内訳を申しあげますと、まず、情報システム関係業務といたしまして、観光防災アプリ政策等業務、それからホームページリニューアル業務、そして子育て応援アプリ導入業務で3件でございます。

次に、計画策定等業務といたしまして、生活交通ネットワーク計画策定業務、人口ビジョン及び総合戦略策定等業務、それから観光戦略策定業務で3件でございます。

次に、建設工事の技術提案といたしましては、北部配水池ドーム更新工事で1件でございます。

そのほかの業務といたしまして、コミュニティバス実証運行業務と町制70周年記念誌の作成業務、2件でございます。

各業務における参加業者数でございますが、1社から4社までの間となっております。このうち参加業者が1社であった業務につきましては、北部配水池ドーム更新工事と観光防災アプリ製作等業務、ホームページリニューアル業務、コミュニティバス実証運行業務、町制70周年記念誌作成業務の5件となっているところでございます。

先ほども述べたところでございますが、この業者が参加するためには企画提案書を作

成する必要がありまして、その準備に要する費用や時間が相当かかりますことから、参加者数が総じて少ない業務が生じてきているということでございます。

なお、平成29年度以降のプロポーザル方式による契約の予定につきましては、現在のところ、未定でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、お答えいただいた中で、参加業者が1社しかなかったというのが5件あったということですが、入札で言うと時々ありますけども、せやけども、こうしたやっぱりプロポーザルによって参加業者が少ない、そこで本当に競争性は、当然1社しかないから競争性は発揮されていないんですけども、公平性や透明性という点についても住民の方からやっぱり疑問が出るというようなことが想定されるんです。実際には、住民の方からもそういう声をお聞きしています。

さらにですね、このプロポーザルを実際に実施する際にですね、基準の設け方ですね、と体制については、斑鳩町ではどのように審査を行っているのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 先ほども申しましたように、プロポーザル方式はその業務の性質、目的が価格のみで競争入札に適さないと認める場合でございます。実績、専門性、技術力、企画力、創造性を勘案して総合的な見地から判断して契約相手を決定いたします。

その決定に当たりましては、業務内容に応じまして公平かつ公正に判断できるよう、対象業務ごとに設置いたしました選定委員会におきまして、企画提案の審査、評価を行うことといたしております。そこで、その業務の性質または目的に応じた参加資格要件や募集要項、仕様書などの実施要領、また、受託者選定のための評価項目、評価基準等について十分に検討した上で策定をすることといたしております。

その後ですね、ホームページなどで広く参加者を募集いたしまして、選定委員会において、参加者から提出されました企画提案書に基づきまして、また、必要に応じてですね、プレゼンテーションの実施あるいは参加者に対するヒアリングなども行いながら提案の審査、評価を行ってまいりますのでございます。

その審査の基準の内容につきましては、類似業務の実績の有無などの業務経歴や技術者の地域精通度や人員の配置状況などの業務態勢、作業工程の妥当性、提案内容の独自性や実現性、見積金額の合理性などを、対象業務に応じたさまざまな評価項目及びその

配点を設定しているものでございます。

例えば、最近の事例でございますが、人口ビジョン及び総合戦略策定等業務の例を挙げて申させていただきますと、評価点の満点を100点といたします。参加表明者の業務実績を5点、管理責任者の業務実績を5点、主たる担当者の業務実績を10点、実務経験年数を5点、業務理解度を10点、業務体制を10点、作業工程を5点、的確性を10点、独創性に15点、実現性が10点、見積金額15点というふうに点数を、100点の点数を配分しているという状況でございます。最終的には、各委員の評価点の合計が最も高い点をとったもの、参加者が受託予定者として決定することといたしております。

先ほど議員もおっしゃいましたように1社のみということでございますが、その1社しかなかった場合はその1社でいいということではなく、この1社に対しましても審査を行いまして、その業者が妥当であるかどうかの判定は当然のごとく行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、基準についてもおっしゃっていただきましたが、競争入札の場合は結果が、落札率によって競争が発揮されたということで、必ずしもそれが適正だったかどうかというのはわからない場合もあるんですけども、そこが重視をされまんですけども、このプロポーザルの場合につきますと、その契約を結ぶまでの経過ですね、がどのように審査をされたのかというところをやっぱり明らかにしていくということが住民の皆さんからの関心事項でもありますし、それがわからないと適正、先ほど言いましたですね、公平性や透明性などが確保されているのかということがよくわからないというふうに思うんです。

最近ですね、他の市町村を見てみますと、このプロポーザルについて、例えばガイドラインであったりとか、そういう基準を設けて運用の実施をされるというところがふえてきていますが、私は斑鳩町としてもですね、きちんと基準をつくって住民の皆さんにわかりやすいように公表するというので、それで、それに基づいて運用していくというふうにするべきだと考えますが、これについて、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 実施基準につきまして、いわゆる評価基準というものにつきましては、対象となる業務がこれまでも多岐にわたる総合的な計画や戦略、あるいは建設工事の技術提案、アプリ開発などその種類が多種多様でございまして、その性質、

目的が全く異なりますことから、選定委員会の委員構成や企画提案書の評価基準などについてはそれぞれ個々に対応していく必要があると思っておりますので、これらをあらかじめ定めた統一的な基準にすると、策定していくというのは難しいものと考えております。

ただ、プロポーザル方式の実施に係ります対象業務でありますとか、参加資格、それから実施の手順や募集要項の策定方法などを定めた大枠のガイドライン、これにつきましては、今後、策定してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 一定の方向性を出していただきましたので、また、それ策定していただいておりますね、また担当常任委員会に提出いただけたらと思いますので、またそれを見せていただきたいと思います。

そうしましたら、2点目の質問はこれで終わります。

次に、3点目の就学援助について、移らせていただきます。

ここでは2項目挙げていますが、まず1点目の入学準備金の単価の引き上げについてです。2017年度の国の予算案では、就学援助費のうち新入学児童生徒の入学準備費用の国の補助単価が2倍に引き上げられました。国の予算が可決すれば正式に予算化され、要保護世帯では入学準備金の充実が図られます。

それに対して、準要保護世帯ですね、については2005年に国庫補助が廃止され、現在は一般財源化されています。準要保護の認定基準等の設定は市町村が行うことになっていますが、今回の国の改定を受けて、斑鳩町としても準要保護世帯に対しての単価の引き上げを適用するべきだと考えますが、町の見解をお示してください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、議員がご紹介いただきましたように、平成29年度要保護につきましては、新入学の児童生徒、学用品が単価上がると予算設定をされているということでございますので、我が町の準要保護児童生徒の就学援助につきましても、この国の基準額、要保護に対する国の基準額を参考に設定をしているところでございますので、当然、国の設定が変われば町の設定も変えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 予算書を見せていただくと、全体の金額自体は準要保護の場合減っていたんですけども、この当初予算にはまだ反映されていないということでしょう

か。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） はい、そのとおりでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、今後、補正予算等で対応されるということで理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） はい、そのとおりでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） はい、わかりました。よろしくお願いします。

それでは次にですね、入学準備金の支給時期や支給方法の見直し・検討を求めるという2項目目に移ります。

この間ですね、国のほうが入学準備金を入学前に支給できるようにということで、要保護世帯に対しては既に3月の保護費の中に含まれており、支給される体制になっているかと思えます。

またさらにですね、市町村に対しても、国の改正趣旨に添って準要保護世帯に対しても入学準備金を就学前、入学前に支給するよう県を通じて通知が届いているはずですが。この間ですね、こうした国の通知を受け、全国的にも入学準備金の支給時期を早める自治体がふえてきており、2月4日の朝日では、全国で約80の自治体が支給時期を入学前に変更していたと報道をしています。また、奈良県下では、奈良市や上牧町、王寺町、河合町で既に実施されており、新たにお隣の三郷町でも入学前支給の方向で動き出しているというふうにお聞きをしています。

この入学準備金を入学前に支給するよう求める質問については、昨年9月議会、12月議会と同僚議員から同様の質問がされています。これまでの質問の中で、教育長は、対象世帯の当該年度の所得が確定するのが6月なので、確定後の情報に基づき7月に支給しており、直近の所得状況で判断することが適切だという考え方とともにですね、王寺町などで行っている前々年度の所得を基準にして支給するという方法については、現在、考えていないと答弁をされていました。

この、これまでの経過を踏まえた上でですね、改めてお聞きしたいというふうに思うんですが、まず、国の通知、改正の趣旨については、町はどのように理解し、町としてどのように対応されようとしているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 国の趣旨についてでございますが、当然、要保護につきましてはですね、入学に当たっての支給が必要ということで、3月の定例の支給日ですか、3月初旬の定例支給日にやっておるということで、それに合わせて、準要保護についても合わせるべきではないかという国のお考えについては、当然、認識はしているところでございます。

ところがですね、実際それを導入するに当たって、これは、前々回でしたっけ、ご質問いただいて、答弁させていただきましたように、当然、当町でおられて入学後も当町の公立小・中学校に入学されるという方については問題はないというふうに考えてございますが、転出、あるいはまた私学のほうに毎年、中学校でしたら二十何人転校されるという実態もあります。そういった中で、そうした方々には返還をいただくといった事務も伴ってくるということでございます。

今、先ほどご紹介をいただきましたように、王寺、上牧、河合ですとか、三郷等々についても、今、検討中というふうに聞いてございますが、そういうような状況を見きわめないとなかなか実施に踏み切るまでが難しいものがあるというふうに考えてございますので、今現在のところは今の方法が一番適切であるというふうに考えているというふうに答弁をさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 見きわめて、その後ですね、町として検討されるのか、その辺については検討する姿勢をお持ちなのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） なかなか鋭い質問ではございますが、当然ながら近隣市町のほうですね、順次そういった形で進められて、スムーズにいくという状況が見えてきたならば、当町としても、私どもとしても検討していく必要があるというふうには考えてございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） いろいろ実施状況を見て検討されるということですので、それは前向きに検討していただくように要望しておきたいんですけども、1つ、奈良市のほうですね、実施をされるということで、他の市町村に転出をされた場合にどういう対応をされているのかというのは、この新入学準備金の支給のご案内というのを、奈良市のほうはですね、インターネットで出していたので、見てみました。そうしますと、平成

29年4月1日以降に他市町村へ転出された場合も新入学準備金の返金は求めませんと。ただし、転出した先の自治体には、奈良市のほうから新入学準備金の支給を行ったという旨を通知いたしますというふうに対応されています。

国の趣旨ですね、によって、近隣も含めてですね、今後、新たにさまざまな自治体に取り組んでいきますと、例えば自分のところで支給をした入学準備金であっても、それぞれの自治体で支給をするということであれば、必ず自分のところの自治体の小・中学校に入学をされないということでも、経済的に困難な世帯に対しての支給ということで、それはお互いにカバーできるようになっていくんじゃないかなというふうに思います。

そういう点で言いますと、子どもの貧困対策でという点で見ても、ここの自治体にいるから支給されるとか、されないとかいうことを大きく超えてですね、やはり子どもの貧困をなくすという観点で積極的に、私は、斑鳩町としても取り組んでいっていただきたいなというふうに思うのです。

あと、返金が発生する例ですね、これについては、既に要保護のほうですね、これは国がお金を出して、斑鳩町で言うと県の中和福祉事務所が実施することになりますが、その担当の方にお聞きをすると、実際に返金が発生する事例もありますというふうにおっしゃっていました。だから、それについては県でどのような取り組みをしているのか参考にしていただいてですね、今後、斑鳩町で実施していただけるように、近隣の状況を見て検討するとおっしゃいましたので、それについては検討した結果をきちっと担当常任委員会にご報告いただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） なるほど、奈良県下並びに全国のですね、市区町村でそうした状況にあるということをございましたら、当然当町も実施をしていくことにはなろうというふうに考えてございますが、今現在まだそういった状況にならない中で、先ほども申しあげましたように、近隣等々の実施の状況を見きわめながら、検討すべきかどうかを考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 教育長のかたくなところがちょっと見えたんですけども、前回の質問よりも前に進んだということで確認をして、この質問についても終わります。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） それでは、通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

まずは、子どもの貧困対策についてであります。子どもの貧困の深刻さが、広がり、さまざまな現実を通して見える問題となって、ようやく国におきまして子どもの貧困対策の推進に関する法律ができ、その第8条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する大綱が公表されております。

その中で、これまで我が国においては子どもの貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとは言えない状況であったことを認めています。さらに、大綱では、子どもの貧困をめぐる現状が数値で示されてはいますが、改善のための数値目標と具体的な改善策が明示をされておらず、現状分析に終止しているにすぎません。

今、全国では、子どもの貧困対策を今後さらに適切に推進していくため必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究、また、子どもの貧困対策に関する情報の収集、蓄積、提供に努めている先進地自治体が多数あり、我々大人がこれらの情報をしっかりと注視し、学び、実践していかない限り、子どもの貧困をなくすどころか増加を食いとめることができないのではないのでしょうか。

以前から、子どもの貧困に関する国際的な比較が紹介され、話題となり、社会問題としても正面から取り上げられるようになったにもかかわらず、子どもの貧困は深刻化しています。2年前のワールドカップ準優勝を遂げたなでしこの主将が、帰国後の会見で、女子サッカーをブームではなく文化にするという言葉が印象的でした。斑鳩町としても、子どもの貧困を、一時的にもてはやされ世間に広まることや、あるものが一時的に盛んになることに終わらせることがないようですね、しっかりと、声を上げられずに苦しんでいる子どもたちから、今、私たち大人が子どもの貧困改善に対する本気と覚悟が求められているのではないのでしょうか。

目まぐるしく変わる子どもの貧困対策について、担当課としてどのように認識し、また対応していくのかをお伺いしてまいりたいと思います。

では、①子どもの貧困元年と言われております時期からですね、これまでの斑鳩町の取り組みと成果について、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 平成20年ごろから、子どもの暮らしにあらわれた貧困問題が社会問題として取り上げられ、国としても、子どもの貧困対策の推進に関する法律を平成25年6月に公布し、平成26年1月に施行されたところでございます。

平成20年はリーマンショックが生じ、その余波は我が国にもその後にわたり長い期間不況という形で影響を残しており、本町におきましても、生活保護受給世帯の状況として、平成20年度で94世帯、142人でしたが、直近の平成29年2月1日現在では146世帯、256人と急増しているところでございます。

子どもの貧困につきまして、奈良県での子どもの貧困率を算出した方法に準じて推計を行ったところ、本町では、平成23年5月では約9.2%であるのに対し、平成28年5月では約9.6%となっております。

この間、本町では低所得者の子育て世帯の施策として、保育園や幼稚園、学童保育の費用の減免などを実施してまいりました。また、子どもの貧困対策に対する直接的な支援ではございませんが、小・中学生への学習支援やこども食堂への運営支援なども行ってまいりました。

このほかにも、子育てに関する相談や就学の相談、また、県が生活困窮者自立支援法の中で行っている自立生活相談など他機関との連携により、個々の状況に応じた相談業務を行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ご答弁、ありがとうございます。

子どもの貧困問題をですね、根本的に解決するのは、国の仕事というか、国であります。当町としてですね、できることというのは、やはり困っている世帯が本当に声を上げられているのかどうか、また、声を上げられずに苦しんでいる子どもの早期発見や、世帯収入だけでなく生活のし難さという声に対応できる施策の展開だと考えております。

これまでの町の取り組みにつきましてはですね、私も評価はしております。しかし、国の示すデータや子どもの貧困対策の推進に係る法律に基づく提言によりですね、新たな調査方法が確立され、これまで見えなかった貧困の実態が初めて浮き彫りに浮かび上がってくる事実に対してですね、担当課としてですね、これでいいのかという不安等はお持ちになられないのかなというふうに思います。

例えば、きょう、今、子どもの貧困のデータとして生活保護の実数とかを挙げていただきましたし、奈良県での算出方法に基づいたデータというのも提出していただきましたが、奈良県としては、この大綱に基づいた子どもの貧困のデータというのを持ち合わせておられずに、奈良県独自のデータとして提示をされておりますけれども、それに、ほかの自治体もですね、なかなか全国で比較するようなデータが今まで、これまで、日本ではなかった。今回、斑鳩町としての成果はどうですか、改善どういうふうにされま

したかと言ってもですね、やはりデータの的にこのように改善したという報告がですね、今の日本ではなかなかできない現状というのがございます。

さらに、国が示した子どもの貧困データではですね、非正規雇用の増加により、これ、昨年、木澤議員がしっかりと質問していただきましたけれども、国民全体の貧困ラインが下がったにもかかわらずですね、これまでの貧困層としてカウントされていた人たちが統計的に除外されたにもかかわらず、子どもの貧困率が上昇していることや、また新たな調査方法で、これまでの相対的貧困層に該当していなかった家庭、一見不自由なく生活している家庭がですね、実は生活支援を必要としているなどの調査研究報告がなされると、やはりエビデンスに基づいた政策の立案が必要ではないのでしょうか。地方創生で言われています行政の勘や経験、思い込みに頼る傾向から、しっかりとエビデンスをもとにした子どもの貧困対策が必要であると考えております。担当課におかれましては、しっかりと勉強していただきながら、子どもの貧困問題を少しでもよりよい状態に改善していただきたいと思っております。

では次に、②についてです。子どもの貧困の定義について、今となつては、以前にお答えいただいた認識では不十分だとの思いから質問させていただきますが、当町としてはどのように子どもの貧困を定義されているのか、お聞きします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 初めに、国では、貧困の定義といたしまして、等価可処分所得の中央値の半分の額に満たない世帯員を相対的貧困としており、これを子どもの貧困と置きかえるならば、その算定式の分子と分母の数値を子どもの数値として置きかえるものであると考えております。ただ、これは、単に所得からの算定であるため、預貯金や不動産等の資産は含まれておりません。

また、大阪市などの大きな自治体では、子どもの貧困に関する調査の中で、世帯の経済的な支援だけではなく、子どもが受けるべきものや経験がいかに提供されているのかといった観点から貧困に着目されていると聞いております。

本町といたしましては、単に所得の状況や資産に着目するのではなく、子どもを含む世帯の相対的な環境、例えば子どもの貧困対策の推進に関する法律の中で規定されております教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などを鑑み、総合的に判断されるものと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） なかなかどの世帯がですね、貧困であるか否かを決定する、特定す

るのは容易なことではございません。今、ご答弁いただきました定義もですね、昔から日本で使われている定義であったり、調査方法であります。子どもの貧困対策の推進に関する大綱ではですね、これまでの調査方法と認識では子どもの貧困対策としては不十分だと明記されております。だから、それぞれの自治体で今までにない子どもの貧困家庭へのアプローチを模索している自治体がふえております。

例で答えていただきました大阪市もそうなんですけれども、担当課におかれましては、大阪市の調査の何が特記すべき事項なのかっていうのはなかなかあまり詳しくご存じなかった。またですね、答弁の中でも、今、子どもが受けるべきものや経験というふうにお答えいただきましたけれども、1つ、これ、足りないんですよ。貧困家庭におかれた子どもたちが何を剥奪されているのか。それは、子どもたちが奪われているものは、物や経験だけではなく、人とのつながりが奪われているというのがですね、大阪市の新たな調査結果から導き出した答えでございまして、やはりそういうふうにはですね、見えない貧困の実態が初めて浮かび上がってくる取り組みを大阪市のされました。

昨年の、当町のこれまでの一般質問等の答弁を聞いていますと、当町としても何らかの調査をされるというふうに私は認識をしてまいりました。子どもの貧困に関する計画策定についての現状調査をしている段階であるとの答弁がなされておりましたので、そこで斑鳩町としてはどのように考えておられるのか、また、何を目的とした計画の中です、子どもの貧困に関する調査をされるのか、ちょっと一度、明確にお答えいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 子どもの貧困に関する調査につきましては、現在、斑鳩町ではこれまで実施したことはございません。

ただ、先ほども申しあげましたが、子どもの貧困につきましてはいろいろな観点から捉まえるべきものがございまして、先進地等を参考にしながら、そういった項目について、あるいは実施すべきかどうかについては研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ご答弁、ありがとうございます。

もう一度言いますけれども、私もですね、これまで当町の取り組みとしては評価をさせていただいております。これからの取り組みもですね、正しいものと思いたいんですけれども、やはり、斑鳩町でも、日本でも、どこでもそうなんですけれども、実態が

わかっていないのになかなか納得しがたいっていうですね、納得していいのかという疑問が残ってしまいます。

斑鳩町のこれまでの取り組みのいろいろなことを考えていきますとですね、あえて違う言い方をさせていただきますと、やっぱり行政ならではの強みや弱みがあったり、民生委員さんの強みや弱みがある。また、学校では貧困家庭だと悟られないようにふるまっている子どもがいるという事実もございます。一見何不自由なく生活していそうな世帯が困っている現実、困っている世帯が本当に声を上げられているのかどうか。大阪市の調査をですね、この斑鳩でやってくださいと言っているのではなくですね、大阪府は大阪府として子どもの貧困対策に関する大綱に基づき1つの答えを出された。では、斑鳩町としては、人口2万8,291人ですかね、の人口の小さな町としてはですね、どんな答えを出すんですかと。斑鳩町ならではのですね、解決策というのが必ずあるというふうに私は思っております。ですから、経験と勘と思い込みで陥らずにですね、声を上げられずに苦しんでいる子ども全てに支援を届けるんだという意気込みでですね、業務に臨んでいただきたいと思っております。

先ほどの質問の繰り返しになりますけれども、昨年の答弁の中で、何らかの調査方法を検討するというふうに答えておられましたけれども、その部分については、どうなっているんですかね。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 質問者もおっしゃいましたように、自治体の規模に応じた環境といたしまして、本町は住民と顔の見える環境となっていることが大きな利点と考えているところで、さまざまな手続きの中で、支援を要する児童やその家庭と直接接する機会を通してその実態把握に努めながら、個々に沿った支援を行っているところでございます。

生活の困窮は決して特別な世帯に起こるものではなく、介護、失業、ひとり親になること等をきっかけに誰にでも起こり得る課題であるということでございます。こうした困難を抱える子どもがその才能や希望を実現できないままに終わってしまうことは、社会にとって大きな損失でございます。経済的困難を抱える家庭とその子どもの生きづらさに寄り添い、今後も子どもの健やかな育ちを支援してまいりたいと考えております。

また、来年度、地域福祉計画の策定のための調査を実施する予定でございます。まずはこうした中で貧困に関する項目も取り入れ、今後の貧困の把握や対策について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 地域福祉計画の中にですね、新たに盛り込む事項として、今、検討していただけるのかなというふうに思います。

国のほうの通達で、生活困窮者の把握等に関する事項が追加されまして、本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法について具体的に明記しなさいというふうに書かれていますよね。書かれているんです。先ほどの答弁では、この中にですね、子どもの貧困に関する内容も取り入れるかちょっと検討していただけるというふうにお答えをいただきました。ぜひ斑鳩ならではの解決策を導き出していただきたいと思います。

また、この地域福祉計画の中で、恐らくこの項目の中で、子どもの貧困に関する調査、先進地事例というのもこれから、今後、出てくると思いますのでね、しっかりと情報収集をしていただきながら、もっと有効な施策をですね、立案し、検証し、子どもたちの貧困問題をですね、少しでもよりよい状態にしていただける、そしてやはり次の時代を担うのはやっぱり若い子どもたちであり、子どもたちが将来に希望を持てる社会にしていくのが私たち大人の責務だというふうにも考えております。担当課でできることをしっかりと考えていただきまして、実践していただきますよう強く要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、液体ミルクについてということで通告をさせていただいております。

液体ミルクの開発、普及をめぐる我が国の状況といたしましては、乳製品の製造に係る事業者団体である一般社団法人日本乳業協会がですね、実は平成21年に厚生労働省に対して液体ミルク独自の規格基準の設定について要望を行ってまいりました。その後の動きはございませんでした。

これはなぜかといいますと、業界にとっては既に粉ミルクがありまして、液体ミルクという新たな製品を時間をかけて研究してデータをとるメリットっていうのがですね、どうもなかったようなんです。しかし、東日本大震災、熊本地震で海外からの支援物資として液体ミルクが届けられ、その有用性が広く認められ、液体ミルクの開発、普及をめぐる我が国の状況が大きく変わりました。

液体ミルクの活用はですね、授乳は乳児期の育児において大きな部分を占めております。乳児期の栄養源としては母乳が最良であり、啓発や育休の普及、授乳スペースの整備、授乳服などの商品開発等によって母乳栄養の比率も近年増加していますが、しかし

一方で、離乳食を開始する目安とされている生後5か月から6か月の時点におきましては母乳のみで授乳している人が約3割であることを考えれば、母乳代替商品としての液体ミルクは非常に有効ではないのでしょうか。現在、我が国においては、母乳代用品として流通しているのは粉ミルクのみでございますけれども、液体ミルクが普及している国というのも既にごさいます。

液体ミルクは人工乳が液体で、長期保存ができ、また、製品では飲み口がですね、そのまま装着できる容器に密閉されており、授乳時に調乳の手間を省くことができることから、粉ミルクに比べ授乳者の負担軽減や安全面でのメリットが大きいと言われております。

例えば、夜間、共働きや世帯で時間が限られているとき、保育者の体調がすぐれないとき、さらには母親が不在なときでも、簡単かつ安全な授乳が可能となる。また、調乳用の高温の水が不要であり、授乳に必要な所持品が少なくなることや調乳を行わずに済むことから簡単に授乳を行うことが可能となるような利点も考えられますことから、そこで今回はですね、液体ミルクについて町としてどのように認識をされているのか、また、子育て支援講座等でですね、啓発について、どのように考えておられるのか、まずは健康対策課にお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 液体ミルクとは、生後12か月までの乳児が飲むことができるように栄養分を調整された調乳済ミルクのことでございます。質問者がおっしゃいましたように、液体ミルクは手間が少ないことや、誰でも簡単にミルクを与えることができること、常温で長期間の保存可能で備蓄できること、災害時にそのまま与えることができるなどがメリットとしてあげられております。

しかしながら、現在、国内での製造販売は認められていないことから、個人輸入の商品となり、200ミリリットルの12本入りで1万円以上の高価格となり、そのことがデメリットと掲げられております。

平成28年4月に発生した熊本地震の際には、海外からの緊急支援物資として液体ミルクが届けられたのを機に、災害時の乳児の備蓄品として、国内で液体ミルクの関心が高まってまいりました。

そこで、国は、国内製造、販売に向けた食品衛生法に基づく省令改正などの制度整備に乗り出したところでございます。

そうしたことから、本町につきましても、今後、国などの動向を注視してまいりたい

と考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ご答弁、ありがとうございます。

液体ミルク、確かに新たな商品であることに伴う採算の課題に対しまして、地方公共団体の首長さんたちがですね、公立の保育所での使用のためにまとめ買いをする意向を既に表明しているところもございます。

斑鳩町としては、液体ミルクの開発、普及をめぐる我が国の状況を見定めていただきまして、家事、育児等を軽減する取り組みの推進としても有効であると考えますので、よろしく願いをいたします。

では、次に、総務課に、災害時における活用、備蓄についてどのように認識されているのかをお伺いをさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 災害におけます液体ミルクの活用、備蓄についてでございます。

現時点では、健康福祉部長も申しましたように、コスト面で問題があります。また、保存期間が長いとはいうものの、その期間が6か月でありまして、町が現在備蓄しています粉ミルクの保存期間の2年と比較いたしますとやはり短いということから、町の災害用備蓄品としては適していないのではないかという認識を持っているところでございます。

ただ、今後の液体ミルクの技術革新などによりまして、コスト面や保存期限の問題が改善されていくということも考えられますことから、その動向には十分注意してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 確かに総務省がおっしゃるには、液体ミルクの保存期間が6か月というのは短いというふうに、総務省の関係の書類ではなっていますが、厚労省の関係では、6か月というのは長いというふうに表記されていて、なかなか担当課としては認識が変わってしまうようです。

さらに、補足説明をさせていただきますと、やっぱり地震等によるインフラが途絶えた場合でもですね、水、燃料等を使わずに授乳することができるため、国内の流通体制が整い、使用方法やリスクに関して十分に理解されることを前提といたしまして、災害時の備えとしても活用が可能であるのではないかというふうに考えます。

また、災害時、乳児を伴って来日する外国人の利便性にも寄与するものと考えております。世界文化遺産法隆寺のある斑鳩町としての責任を果たせるのではないかということも言えるのではないのでしょうか。

今、ご答弁いただきましたように、私もですね、ただ備蓄するだけならちょっともったいなというふうに考えております。しかしですね、国の男女共同参画とかいろいろなところでですね、国が推し進めている女性の社会参加や社会復帰、女性の育児や家事の負担軽減または男性の家事・育児等への参画の推進などを踏まえましてですね、いずれの、適正な時期に、ちょっと控え目に備蓄をされて、消費期限が近づく前にですね、ぜひ子育て支援の講座のほうでですね、使っていただくなり、啓発していただく、そういう有効活用も可能ではないのかというふうに考えております。母乳代用品の新たな選択肢としてですね、ぜひ液体ミルクの啓発活動や備蓄の検討をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

10時40分まで休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

1点目の子育て支援についてということでございます。

将来の斑鳩町を担う子どもをどのようにしたらふやせるのか、考えておられる政策があるのかということでございますが、質問に入ります前に、昨年12月3日に関西198全市町村から選んだ住みたい町ランキングというテレビ放送がありました。その中で、2点ほど私が気になったものを紹介させていただきたいと思いますが、兵庫県の伊丹市では、小学校の通学路に1,000基の防犯カメラを設置しておられました。次に、第2位のランキングに入っていたのが、奈良県の野迫川村でございました。野迫川村では、小学生以下の子どもさんを連れて転入された家庭に対しまして、第1子100万円、

2子以降は10万円を支給しているというサービスをされておられました。小学校、中学校の給食代も無料、高校生まで医療費無料というような政策をされておられました。これは、そういうサービスをされておられるということで申しあげておきたいと思えます。

それでは、当町ではどのような支援を考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 斑鳩町では、平成28年3月に実施した斑鳩町人口ビジョン及び斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、その基礎資料とするため、平成27年10月に町内在住の18歳以上65歳未満の方を対象に、斑鳩町まち・ひと・しごと創生に関する住民アンケート調査と、将来の斑鳩町をつくっていく15歳から18歳の若者を対象に斑鳩町まち・ひと・しごと創生に関する若者アンケート調査を実施いたしました。

住民アンケート調査では、斑鳩町について、どちらかといえば住みにくい、住みにくいという回答が5.5%であるのに対し、住みやすい、どちらかといえば住みやすいという回答は76.5%であり、住みやすさについての住民評価は高く、また、今後の居住意向につきましては、町外に引っ越す予定がある、3.3%、引っ越す予定はないが、引っ越ししたい、7.3%に対して、これからも斑鳩町に住み続けたいが過半数の64.1%を占めている状況でございます。

また、若者アンケート調査では、斑鳩町の住みやすさについては、77.3%の若者が住みやすいとお答えされ、さらに町の愛着度につきましては、84.9%が好きと回答されているところでございます。

ただ、若者の定住意向につきましては、約半数はこの町で住み続けたいという意向を持っていますが、約3割がわからないという回答となっており、町への定住意向は高いが迷っている層も一定の割合で存在しているところでございます。

また、斑鳩町に戻りたくない、離れたい理由といたしましては、多様な職業から自分の道を探したい、もっと便利なところに住みたいと回答されているところでございます。

人口減少対策として、これからは転入、定住を促進していくことも極めて重要になってまいります。それは転入促進と転出抑制の双方からの取り組みであるとともに、とりわけ既に斑鳩町に暮らしている住民にとっていつまでも斑鳩町で暮らしたいと感ぜられるようなまちであることが重要かつ基本であると認識しております。

そうした観点を踏まえながら、斑鳩町の暮らしやすさ、魅力についての情報発信の強化に取り組むとともに、暮らしの場としての住まいの確保を通じた転入促進を図ってまいりたいと考えております。

また、このまちで育った子どもたちが進学や仕事などで町を離れたとしても、子育てをするなら斑鳩町でと実感できるまちを目指し、子育て世代にとって魅力ある住みやすいまちとなるための取り組みを進めるとともに、出産、子育てに対する支援の充実等を図ることによって子育て世代の願いがかなうまち斑鳩の実現を目指してまいります。

そうしたことから、新年度から新たに、女性の創業・就業の支援、空き屋を活用した子育て世代の転入支援、三世帯同居・近居の支援といった住まいに関する新たな支援施策により定住促進につなげてまいりたいと考えております。

また、母子保健施策と子育て支援施策を総合的に提供する場として子育て世代包括支援センターを整備するとともに、産婦健康診査受診費用の一部助成を行い、産後の早い時期から母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

また、保育所待機児童を発生させないという方針のもと、保育環境の整備として斑鳩黎明保育園の増築を支援するとともに、安心して子育てを行うことができるよう病児保育事業利用料の助成を行ってまいります。

また、学童保育室の運営につきましては、児童の預かり体制の充実を図るため、延長保育を新たに実施してまいります。

さらには、こうした子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進するまちの基本姿勢を明確にし、町内外に発信するため、子育て応援宣言を行い、さらなる施策の充実に努めてまいります。

子どもを斑鳩町で生み育て、また、その子どもが大きくなれば、そのまま斑鳩町で子どもを生み育てるといったサイクルになるのが理想でございます。そのためには、子育て支援とともに、高齢者になっても、例えば介護が必要となった場合でも住みなれた地域で安心して暮らせる仕組みや、生涯にわたって健康で活躍できるまちを築いていくことが重要でございます。

そうしたことから、疾病予防を初め、健康に関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組むことで景品等と交換できるポイントを付与する健康マイレージの導入や、本年度策定予定の斑鳩町健康寿命延伸計画に基づき、関係機関と連携しながら健康寿命の延伸に向けた施策を実施してまいります。

また、高齢者が長年培ってこられた経験や技能を生かし、社会、地域とのつながりを維持しながら、さまざまな活動への参加を通じてさらなる自己実現を図り、生きがいを高められるよう、生涯学習、スポーツや文化活動、ボランティア活動など多様な活動、社会参加の機会の充実を図ってまいります。

さらには、医療と介護の連携、認知症対策などに取り組みながら、地域における支え合いの仕組みとして地域包括ケアシステムの構築を推進し、誰もが住み続けたいと思う町を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） ありがとうございます。

住まいに関する新たな支援施策により定住促進につなげていきたいというお考えを答弁いただきましたが、具体的に、例えば持ち家を持っていただいたら定住につながりやすいかなというふうに思いますので、未成年の子どもさんを抱えている世帯の固定資産税を減免するというようなことはできないでしょうか。

副町長、どうですやろ。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 固定資産税の減免、今、申されたことにつきましても、やっておられる市町村がございます。これにつきましては、税金の減免ということで非常に大きな問題でありますので、これについてはまた議員の皆様とご相談申しあげながら検討していきたいと考えておりますので、やはり重要な問題であると考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 実際にそういう施策をとられている市町村もあるということなので、またそれについてはぜひ検討していただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

それでは、2点目の防犯カメラの設置についてということで、ことし、28年3月議会で、通学路に防犯カメラを設置していただきたいという質問をさせていただきました。

この29年度ではどのような計画をされているのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 平成29年度におけます防犯カメラの設置計画についてのご質問でございます。

昨年の3月議会一般質問におきまして、質問者から小学校等の通学路への防犯カメラの設置についてご要望をいただいていたところでございますが、新年度、平成29年度

におきまして、小学校の通学路を主といたしまして10か所で防犯カメラの設置を計画をいたしているところでございます。

具体的な防犯カメラの設置場所につきましては、犯罪抑止の効果が高いと考えられる場所につきまして、PTAの方々や各小学校、教育委員会とも相談しながら、また、西和警察署からもアドバイスをいただきながら、現在、協議を行っているところでございます。

ただ、防犯カメラの設置には付近住民のご理解やプライバシーの問題などもございますので、慎重に取り組んでいく必要もあるかというふうに思っておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 29年度の予算案っていうんですか、見せていただいたら、108万円っていう予算を計上されておりました。この108万円で10基を設置することは可能なんですか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 年度の途中で設置をさせていただくということでございまして、予算につきましては半年間分を計上させていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 10基分で108万円ですよ。108万円で10基設置。今までの防犯カメラの費用を見ていたら、30万前後していたのが大体今までの金額だったので、108万円で10基設置できるんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） すみません、少し言葉足らずでございました。

防犯カメラをリースをいたします。リースをして、その半年分で、10基で108万円ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 買い取りじゃなしに半年分のリースで108万円ということなんですが、それなら10器で年間216万円というような単純な計算になるんですが、買い取るよりリースのほうがメリットがあるんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 買い取りとなりますと、その買い取った年度で多額の費用を計上するということがありますので、リースにすることによって予算を各年度に振り分

けていく、いわゆる平準化をさせていただくと。

それと、あと、いわゆるリースをすることによって保証期間を設定をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） リースでも、買い取りでも、何らこだわりはないんですが、先ほど申しあげました伊丹市さんのようにね、通学路の延長で案分するとどうなるかわかりませんが、1,000台という設置をされている市町村もありますので、当町もなるべく早い年度で通学路全体を防犯カメラ設置をしていただきたいと思いますということを要望させていただきたいと思います。

29年度は10基のリースということで、その後、30年以降はどのような計画を持っておられるのか、考えをお聞かせいただきたい、そのように思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 30年度以降の防犯カメラの設置につきましても、先ほどの答弁でもありましたが、PTA、小学校あるいは教育委員会と相談し、また、警察のアドバイスもいただきながら、犯罪の抑止効果が高いと考えられる場所におきまして、引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） ぜひとも設置のほう、よろしく願いをしておきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、3番、中川議員の一般質問は終わりました。

続いて、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、学童保育についてです。

学童保育については、保護者の就労の増加や家庭環境の変化もあって、年々利用者数がふえております。昨年度は、申し込みをしたものの、利用決定の時期が年度末ぎりぎりになり、利用できるのかどうか心配という声を伺いました。全国的には、学童保育の待機児童についても話題になっています。

新年度に向けて、本町の状況はどうか、各学童ごとに、申込者数と利用決定の状況について、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 来年度、新年度の学童保育室の申し込み状況についてのご質問でございます。平成29年度の学童保育の、まず、通常保育の入室募集につきましては、昨年12月に実施をしております。また、条例改正に伴います新たに実施をする延長保育につきましては、本年の1月に行ったところでございます。その結果ですね、総合計で368人の申し込みがあったということでございます。

各学校ごとということでございますのでお答えをさせていただきますけども、斑鳩学童では、定員が179人に対しまして、若干多い申し込みがございまして、183人、4人の定員よりも多い申し込みがあったということでございます。斑鳩西の学童につきましては、定員の68人に対しまして、申し込みが60人でございます。斑鳩東学童におきましては、定員が139人に対しまして、申し込みが125人という状況でございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 利用決定については、どんな状況でしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、申しあげましたように、斑鳩学童のほうで基準を超える申し込みがあったところでございますが、昨年的一般質問でも答弁させていただいておりますとおり、できるだけ多く、全てを受け入れていきたいという方針からですね、申し込みをいただいても全員が常に来るという状況もなく、いわゆる出席率がございまして、それらを加味した中で、申込者の全員の利用認定を行いましてですね、2月の20日付で保護者に通知をしたというところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 人数が多い中で、2月20日付で通知を決定いただいたということで、なかなか厳しい状況ではないかなというふうに思いますけれども、利用できないか、できるか、不安で時期を待っているというような状況ではないということは理解はさせていただきました。

それでは、利用予定人数に対して指導員、補助員は何人必要で、現在何人確保できているのか、その状況についてもお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 指導員と補助員の人数の確保についてでございますが、この指

導員、補助員について、12月に募集を行いました、若干不足が生じている状況でございます。現在、追加募集を行いまして、随時募集をすることによって、必要となる人数25名を確保していきたいと考えておりますが、その人数については確保できる見込みであるということでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 現状としては、あと何人確保しないといけない状況なんですか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、現状というのは、平成28年度のことをおっしゃっているんですか。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 新年度に向けて、必要な人数に何人あと確保しないといけないのかっていうことです。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 25人確保できている状況でございます。

ご質問は、確認させてもらいますけども、来年度の指導員、補助員の必要人数が25人と答えさせてもらいましたけど、今現在どれだけ確保できているかというご質問ですよ。それやったら、25人を確保できているということでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 新年度の必要人数が何人で、確保できている人数、不足が生じているのかどうかっていうところなんです。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、申しあげたのは、新年度の数字でございます。25人必要で、25人確保できているということでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ということは、新年度に向けて、不足はなく、一応確保はできている状況というふうに理解させていただいているけれども、さらにもう少し追加も募集をしているというふうに理解させていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 25人必要で、25人は確保しております。ただ、その中で、25人が、今、確保している中でですね、いろいろな働き方というか、学童、この日は

行けるけどこの日はだめだといったことも出てくる可能性があるのですが、それ以上の人数は確保する必要はあるだろうということはございますが、人数上は確保できているという状況ではあります。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 理解しました。ありがとうございます。

引き続き確保に努めていただくようお願いをいたします。

続きまして、学童保育の対象となる学年について伺います。条例では入室できる児童は4年生までとされておりまして、5年生以上は特段の理由が必要ということで、以前は理由書の提出を求められていたかと思えます。また、入室決定の際にも、以前は4年生以下から順に決定をするなどの対応をとられていたかと思えますけれども、現在は基本的に全学年を受け入れる方向で進めていただいていると聞きますけれども、新年度に向けてどのような対応をいただいているのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほどの答弁の中で、2月22日に申込者全員、通知させていただいたと答えさせていただいておりますけれども、この中には、5年生、6年生、合計25人も含んでおりますので、受け入れをさせていただいているという状況であります。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 以前と同じように、やはり理由が必要という対応になっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 理由書はとらせていただいております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） できましたら、そういう、特段の理由ということもなくとも全学年受け入れるような方向で進めていただけたらありがたいなというふうには思いますが、現状として受け入れていただいているということで、働く保護者にとっては安心できる状況かなというふうには思います。しかしながら、そのために非常に過密になっているのも現状かと思えます。

現在、今年度の利用者数と定員との関係について、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今現在の状況でございます。2月1日現在で説明をさせていただきますが、斑鳩学童保育室におきましては、定員179人に対しまして児童数が15

0人でございます。斑鳩西学童保育室では、定員72人に対しまして50人入室をしております。斑鳩東学童保育室におきましては、定員139人に対しまして98人となっております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 定員については、条例上ではなくて基準となる面積での定員というふうに理解いたしますけれども、条例上の定員はもう少し少なかったかなと思いますが、いろいろお伺いしましたけれども、人数が過密になっているからといって、利用を制限するよという趣旨ではありません。それだけのニーズがあるということを確認させていただきました。

そして、年々利用者がふえて、現在でもぎりぎりの状況と感ずますが、今後の施設の充実についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 平成29年度から、新たにですね、1時間の延長保育に取り組んでいくことにしておりますけども、その成果を見きわめながらですね、今後については検討すべきところは検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 延長保育じゃなくて、通常保育の部分でも利用者数がふえている状況に対して、充実というふうには、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 言い方がまずかったかわかりませんが、延長保育も含めてですね、通常保育も含めて、そうした利用状況を見ながら、必要に応じて検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

本町では、子育て応援宣言も予定をしているということでもありますし、施設の充実についても要望していきたいと思っております。

そして、新年度から学童保育の利用時間が7時半からに延長されることになりました。延長については、保護者からの要望もありまして、私自身も子育てをしながら働いてきたという立場でありますので、時間延長についてはありがたいと思っております。しかし、その新しい方針の決定がちょっと唐突だったようにも感じておりまして、その延長の時間を7時半までと決められた理由、そしてその時間を決めるに当たって、現在の

利用実態からその延長の時間帯での利用者の見込みについて、どのように調査をして把握されたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 延長時間を午後7時半までとした理由についてでございますが、これまでも、議会でありますとか、保護者の方々からも時間延長について強いご要望がございました中で検討を行ってきた状況がございまして、女性の活躍推進及び子育て支援の充実を図るということで、今年の12月議会におきまして満場一致でご可決をいただいたところでございます。

時間につきましては、まずは1時間延長するというので、近隣市町の状況も見ながら決定をしたところでございまして、今後、まずこの成果を見きわめていきたいというふうに考えております。

次に、利用実態の把握についてでございますけれども、今現在の利用状況の実態につきましては、それぞれの学童保育室において日報をつけさせていただいております、出席人数等を報告をいただいて把握をしているということでございます。

先ほど、答弁の中で、出席率を鑑みた上での利用認定をしているというふうに答弁させていただきましたけれども、これにつきましても、この日報により把握をしているところでございます。

次に、新たにする6時半以降の利用見込みでありますけれども、2月20日の利用認定を通知させていただきましたが、その段階では、3つの学童保育室で54人申し込みがあると、認定をさせていただいているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 54人の延長の申し込みがあったということで、やはりニーズは高いなというふうには感じました。

日報により出席の状況については確認はさせていただいているということですが、日報で把握している時間ってというのは、5時現在じゃないかなというふうに思います。私も子どもを預けておりましたので、学童保育には何度も足を運んでおりましたけれども、大多数の子どもが5時から6時の間に帰宅をされまして、学童、3つありますので、その学童の状況によっては違いはあるのかもしれませんが、6時以降のニーズってというのはその学童によってもいろいろ差があるのかなというふうに思います。

延長していただくことは非常にありがたいことですし、54人も申し込みがあるってということでニーズはあるのかなというのには思いますけれども、その辺、実際の運営の様

子を確認した上で新しい方向性を打ち出していただきたかったかなというふうに、若干思っております。

これからもきちんとした運営をお願いしまして、学童保育についての質問は終わらせていただきます。

続きまして、2問目の病児保育についての質問に移ります。

病児保育につきましては、これまでも議会で何度か議論が行われまして、町としても利用費の助成に取り組んでいただいていることについては、一定の評価はしております。

しかし、やはり働く保護者が子どもを預ける場所としては大和高田市や生駒市は遠いため、身近な場所で実施していただくことが必要だなというふうに感じております。

町長は、これまでも委員会などで、西和医療センターで病児保育を実施できるように県に要望しているとお答えいただいておりますけれども、具体的にどのような要望をいただいているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 病児保育につきましての県への要望内容についてでございますが、平成29年度県予算等に関する要望事項として、奈良県町村会、奈良県町村議会議長会を通しまして要望書を提出しております。

その内容といたしましては、広域的な医療機関等による病児保育の実施についてという要望名で、病児保育事業については、各市町村の単独事業として実施する場合、その利用者数から、人員面、施設面、予算面等において単独による実施が困難であり、奈良県内においては事業実施市町村がふえていない状況であることから、利用者の利便性を考慮する等の観点からも、現在開始されている市町村区域外、西和圏域での広域的な医療機関等による事業について、実施へ向けた支援とともに、医療機関については奈良県立病院機構にも働きかけられたいと、平成28年度に引き続き要望したところでございます。

さらには、昨年実施されました、奈良県が主催する第3回地域フォーラムにおいて、町長から奈良県知事に対し、地域と連携する病児保育事業の実施について、広域的に取り組んでいく必要があり、西和地域では奈良県立西和医療センターにおいて事業実施の検討を要望したところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 広域的に取り組む必要があるということで県に要望していただい

たということですがけれども、この要望は、斑鳩町として提出されたものなんでしょうか。それとも、西和地域の他の自治体とともに提出されたものなんでしょうか。

それと、広域で実施することについて、他自治体との合意形成というか、話し合いってというのがどういう状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） この要望につきましては、それぞれの市町村が要望したところでございます。

また、西和7町に関しましては、これまでも病児保育の事業実施に向けての協議を進めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） それぞれの市町村でということは、西和の幾つかの自治体がそれぞれ同じ要望を出しておられるということなんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係等については、元三室病院そのものが、この広域7町で土地を確保して、そして県から病院を建てていただいて、そして今、総合関係で名称が西和医療センターに変わりましたが、この関係等についてはやっぱり当然7町で、病児保育の関係についても、今、安堵町の西本町長が会長ですから、西本町長、そして地元の三郷の森町長、県に対してですね、できるだけ病児保育をしてほしいということで動いております。当然これも7町が一致団結せんとはなかなかいきませんし、そういうことについては県当局も非常に、私が言うたときも、知事はやっぱりそういう医療機関があるねからそこでできればという話もされていますから。やっぱりそれは医者確保あるいはそういう関係等については、今現在のこの西和医療センターの横山院長とも、まずもって横山院長に話をし、それからやっぱり県当局に話しするというので、今現在、西本会長あるいは森町長が近々行くと思っております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

今の町長のご答弁で、ちょっと次の質問がちょっとどうかなというところもあるんですけども、一応、県には要望をしていただいて、回答があるのかなというふうに思うんですけども、今現状として回答というのはどういう回答になっているのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 平成29年度県予算等に対する要望につきましては、県からの回答が3月下旬となっておりますので、現時点においては回答されていない状況でございます。ご理解を願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

近々、安堵町の町長も行って、また直接お話をさせていただくということ、町長のほうからお伺いはさせていただいたんですけども、実は、ことしの1月の初めに、県のほうに西和地域での病児保育の課題について、ちょっと直接お話を伺いに行きました。そのときに、文書での回答はまだこれからですということでしたけれども、具体的にその西和地域でどういうふうな枠組みでやっていこうとするのか、その具体的な提案を求めるといった内容で回答を、文書を作成したというようなお話を伺いさせていただきました。

文書での回答は正式には届いていないということですので、その内容についてはちょっと置いておきますけれども、病児保育については、国の実施要項では、実施主体というのは市町村または一部事務組合を含むとなっております。県に支援をしていただいて西和医療センターで実施できることになったとしても、実施するのは市町村または一部事務組合ということになると思います。

この実施主体については、どのように考えて取り組んでいかれるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 実施主体の考え方についてでございますが、先ほどおっしゃいましたように国が定めた病児保育事業実施要綱におきましては、実施主体は市町村及び一部事務組合となっております。また、市町村が認めた者への委託等を行うことができる定められているところでございます。

奈良県への要望の中でもお答えさせていただきましたとおり、各市町村の町単独事業として実施する場合には、人員面、施設面、予算面等において実施が困難でございます。西和圏域での広域的な医療機関等による事業実施に向けた支援要望を、先ほど町長が申しましたとおり西和7か町で行っているところでございます。

そうしたことから、奈良県西和医療センターでの実施に向けまして、広域7か町でのあり方についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 西和7町で協議を進めていくということですが、ちょっと

あえて町長にお伺いしたいと思えますけれども、斑鳩町として、実施主体になっていくという、そのあたりのお考えについてはどうなんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 平川議員さんおっしゃるように斑鳩町が主体なるというよりも、当然やっぱり7町がこうして三室病院を建てるということであの場所をにわかにはですね、あの場所を確保しながらですね、やっているわけですから、今日この西和医療センター等についても、この広域7町が連携を密にしながらやらなかったら、斑鳩町が単独でやるということはなかなかあり得ない話であって、当然7町の、今、会長されている安堵町の西本町長に、あるいは地元の森町長にですね、お願いして、早急に県がそういう道を開いていただくことをですね、望むというのか、早くしてほしいということでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

ぜひ、前向きに実現できるように進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問ですけれども、今の町長のご答弁である程度わかりましたけれども、あくまでも、じゃあ、委託については西和医療センターでの実施に向けて委託をする方向で進めていくというふうに理解してよろしいんでしょうか。ほかの可能性も、保育園とか、まちの診療所などで委託をして実施しているような自治体の例もありますけれども、そのあたりについて、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 今後の実施に向けましては、先ほど町長が申しましたとおり、西和医療センターでの実施に向けて7町協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。非常に具体的なご説明いただきまして、ありがとうございます。

ぜひ実施を実現していただけますように、強く要望をいたしたいと思えます。

続きまして、最後の質問に移らせていただきます。農家民泊について、お伺いをいたします。

昨年3月の議会でも、私は民泊についての一般質問をさせていただきました。その後、本町でもさまざまな取り組みを進めていただいていると思えます。ことし1月にもセミナーを開催していただきました。

そのセミナーの参加者の数、また、その中で実際に始めようとしておられる方がおられるのか、その方に対し、町としてどのように支援を考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町におきまして、農家民宿に関しますセミナーを平成29年1月11日、質問者おっしゃいますように開催をいたしたところでございます。これは、国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、農家民宿に関心のある方を対象に開催いたしたもので、一般参加で11名の方が出席をされたところでございます。また、2月7日にはセミナー参加者を対象といたしまして現地視察を実施いたしまして、これには2名が参加されたところでございます。

農家民宿を開業を希望される方への町のサポートということでございますが、希望者から相談などがございましたらば、創業支援の観点から、創業に関します相談や創業促進事業補助金によります助成制度などによりまして支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 11人が参加されて、そのうちの2名の方が現地視察もされたということで、着実に前進しているように感じます。町内で宿泊場所がふえるということは歓迎すべきことだと思いますので、一層のサポートをお願いしたいと思います。

そして、農家民泊ではなく農家民宿のセミナーを開催されたということで、民宿というのは、旅館業法の規制の範囲内での宿泊施設だと思います。農家民泊は農山漁村余暇法という旅館業法とは違う法律で宿泊体験ができる施設と理解をしております。昨年の一般質問の際には、旅館業法に当たらない範囲内で体験型の宿泊ができる方法を調査、研究していくというお答えだったかなというふうに思います。

しかし、今回のセミナーは旅館業法の範囲内での民宿のセミナーということで、町としては、今後の方向性として、旅館業法の範囲での民宿を推進していくということなのではないでしょうか。それとも、規制緩和を求めるなどをして、新しいタイプの宿泊ができる場所をつくっていくということなのではないでしょうか。今後の方向性について、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 質問者もおっしゃっていますように、宿泊業につきましては、基本的には旅館業法の許可をとらなければならない業となっております、これがいわ

ゆる民宿でございます。さまざまな使われ方をいたしておりますけれども、旅館業法の許可を得ずに営業されているものを含めた用語として、民泊という言葉を使っているところがございます。

この民泊につきましては旅館業法の許可を得ていない場合があることから、許可を得ないで宿泊業を行われた場合の利用客の安全面等の問題、これらも考えられますことから、町としては、積極的にこの民泊というものを推進していくことは難しいと考えているところがございます。

これに対しまして、農家民宿の場合には、既にさまざまな規制緩和も行われておりまして、簡易宿所等の民宿の開業する場合、本来、33平米以上の客室延べ床面積が必要となりますけれども、農家民宿の場合には、33平米に満たない場合でも簡易宿泊所の営業の許可を得ることができることとなっております。

また、消防用設備面では、農家民宿の場合、地元の消防長や消防署長の判断により誘導灯を設置しないことも可能であること。さらには、茅葺き屋根のあるみずからの住居を民宿として利用する場合でも、火災時の延焼を防ぐ内装を義務づけられておりましたけれども、農家民宿の場合は、小規模で避難上支障がなければ、新たに内装をする制限は適用されないというようなこととなっております。

このように、農家民宿の場合にはさまざまな規制緩和がされておりますけれども、農家民宿でない場合には、先ほど申しあげましたように利用客の安全等の確保のための規制が残っておりまして、設備等に関して費用負担もかなり大きくなっていくものと考えているところがございます。

そこで、町といたしましては、農家民宿を含め、旅館業法の許可を得る宿泊業について、創業支援の観点から、これも先ほどの答弁で申しましたが、創業に関する相談あるいは創業促進事業補助金による助成制度について支援を行っていくという方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。よくわかりました。

農家民宿を推進すると同時に、一般の民宿にしても、旅館業法の範囲で進めていくというふうに理解をさせていただきました。

今回は農家民宿のセミナーということでしたけれども、農家以外の方でもやってみようかなと思えるような学習機会の提供をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、農家民泊、民宿以外の宿泊施設の確保についてはどのような

にお考えなのでしょうか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 2021年の聖徳太子1400年御遠忌に際しましては、例年以上の観光客の斑鳩町への来訪が想定されます。また、全国的に外国人観光客の増加も見込まれる中、これを本町の観光振興のさらなる発展の機会として活用していく観点から、本町といたしましても、新たな宿泊施設が必要であるというふうに考えているところでございます。

また、本町では、まちあるきを楽しむ斑鳩の里づくりを進めておりまして、観光客を積極的に受け入れ、ゆっくりと斑鳩の里を楽しむことのできる回遊・滞在型のまちあるき観光を実現するため、宿泊施設の誘致を進めてまいりたいと考えておりまして、現在、策定をいたしております斑鳩町観光戦略におきましても、必要な取り組みとして明記をいたす予定といたしております。

こうした中で、企業版ふるさと納税を活用いたしまして、宿泊施設の誘致の1つとして、平成29年度にまちあるき拠点の誘致のための土地の購入を行う予定といたしております。観光振興のため、購入ができましたならば、民間事業者による宿泊施設や店舗等、まちあるき拠点を誘致してまいりたいと考えております。

また、宿泊業に関心のある企業などから相談があった場合には、観光振興の観点から、随時対応してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

土地を用意して宿泊施設の誘致を進めていくということで答えをいただきました。

宿泊施設のこの誘致については、新年度予算にも盛り込まれておりますので、また予算審査のときにも詳しいお話をお聞かせいただけるかなというふうに思います。

町として、宿泊場所を確保するように取り組んでいくという前向きな姿勢をお伺いしましたので、これで私の一般質問は終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 27 分 散会)